

# 入会申込書

一般社団法人レールズの趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

申込日 年 月 日

会員種別  ロッカー会員  地域パトロン会員  
 プロデューサー会員  提携先法人会員

会社名 設立  
または 年月 年 月  
団体名 (西暦)

フリガナ  
代表者名 ..... 生年 年 月 日  
または 月日 (西暦)  
個人名

〒    -     
住所

TEL: - - 携帯: - -  
連絡先 メール: @

必ず [m@8433.jp](mailto:m@8433.jp) まで「代表者名または個人名」を記載してメールを一度お送り下さい

振込先	銀行名	支店名
	口座番号	口座名義

担当者名

ホームページURL

年会費は以下の口座にお振込みください

ゆうちょ銀行【記号】10930【番号】12956981 シャ)レールズ  
三菱東京UFJ銀行 相模原支店 (普)0733830 シャ)レールズ

## 会員の定め

- 当法人の会員とは、以下の各項目の全てに該当する個人、法人、または団体をいう。
  - 当法人の目的に賛同し、これを遂行するために、**会員規約(本申請書裏面)に同意・署名した上で**、会員規約第1条に定義する「本件システム」を使用するもの
  - 当法人の指定する手続きに基づき本会員制度への入会を申し込み、事務局にて入会を承認されたもの
  - 当法人が定める年会費、入会金を納入するもの
- 会員の会費は500円/月とし、初年度は入会した月から次の3月までの金額をまとめて支払い、それ以降は毎年3月に次年度分を一括して支払うものとする。また、入会金は会員種別ごとの規約(別紙)にて定められた金額を支払うものとする。

■本登録の完了までに身分証(免許証、保険証、パスポート)または登記簿のコピーをご提出ください。

■本登録にかかる全ての情報は、公開の旨を明示された項目を除き、他者に公開されることはありません。

■「プロデューサー会員」及び「提携先法人会員」は所定の資格要件を満たし、資格取得手続きを取る必要があります

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

一般社団法人 レールズ事務局 〒140-0001 東京都品川区北品川1-9-7 トップルーム品川1015  
TEL. 03-6869-2648 FAX. 011-351-1888 <http://8433.jp> mail: [info@8433.jp](mailto:info@8433.jp)

# 一般社団法人レールズ 会員規約

**第1条(目的)** 本会員規約(以下「本規約」とい)は、一般社団法人レールズ(以下「当法人」とい)の会員制度について定めるものとする。

**第2条(定義)** 「Bポイント」株式会社MBCが当法人を通して発行するポイントをいう。「本件システム」株式会社MBCが運営し、当法人が利用者に対して提供するBポイントを利用したサービスで、Bポイントを消費することで購入できる取扱商品やその他のサービス(以下「コンテンツ」とい)に関わる代金(商品等に係る租税公課、送料、その他手数料を含む場合があることとする)の支払い及びこれに付随するサービスをいう。「視聴者」Bポイント、又は、本件システムを利用し、コンテンツを視聴してサービスを受ける者をいう。「利用者」当法人の定める会員、コンテンツホルダー、及び視聴者を含めるすべての本件システム利用者をいう。「ポイント」Bポイントを商品等の代価の弁済に使用する場合の単位をいう。「ID」Bポイントをインターネット上に保存しておくための16桁の数字のことをいう。

**第3条(適用範囲及び変更時の手続き)** 本規約は、当法人とすべての会員との間で適用される。なお、会員固有のサービスの利用については、本規約に同意の上でなければ利用できないものとする。当法人が必要と判断した場合には、会員にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。

**第4条(コンテンツホルダー・ブランド・キャリアスタッフ)** 会員は以下に定める役割を担い、本規約第10条に定める各権利を持つことができるものとする。また、会員はその際に当法人所定のホームページにて氏名(芸名)・団体名・顔写真、及び連絡先を掲載するものとする。「コンテンツホルダー」本件システムを利用して自身が著作権を保持するコンテンツを公開・及び販売する者をいう。「ブランド」本件システムを利用して、本件システムに登録された他者のコンテンツを販売するものをいう。「キャリアスタッフ」コンテンツホルダーからコンテンツ制作を請け負う者のことをいう。

**第5条(本件システム利用益及び利用料の支払方法)** 当法人は会員に対し、別紙(各申請書等)に定める通り、月末締切の翌々月15日(金融機関休業日の場合翌営業日)に、それぞれに振込支払するものとする。(10,000ポイント以上時・振込手数料受益者負担)

**第6条(払戻し、換金、再発行)** 当法人は、いかなる理由においてもBポイントの残高の払い戻し、換金をしないものとする。2. 利用者が、Bポイント及びIDを盗難、滅失、毀損、または紛失した場合や、その他いかなる理由であっても、当法人はBポイント及びIDを再発行できず、また、その義務を負わないものとする。

**第7条(ホームページ等での利用条件)** 1. 会員は、本件システムを利用するホームページ等(会員の所持するコンテンツ掲示方法)を、予め当法人所定の方法で当法人に対し届け出て、当法人の承認を得るものとする。2. 前項の届出内容に誤り又は偽り等があり、当法人又は第三者に損害が発生した場合は、全て会員が責任をとるものとする。3. 会員は、本件システム利用に必要なホームページ等の環境を、自らの責任と費用で調達し運営するものとする。

**第8条(コンテンツの登録)** 1. コンテンツホルダーは本件システムを利用する一切のコンテンツを、予め当法人所定の方法で当法人に対し届け出て、当法人の承認を得るものとする。2. 前項の場合において、前条2項の規定を準用する。3. コンテンツホルダーはコンテンツについて、第三者に提供する前に、自ら正常に購入、利用することが可能であることを確認するものとする。4. コンテンツホルダーは自身の所持するコンテンツを変更し、又は、提供を停止する場合には、直ちに当法人に対してこれを報告しなければならない。5. 前条において、コンテンツの購入者がいる場合、コンテンツホルダーは最終購入者の視聴可能期間が終了するまでコンテンツの提供を行うものとする。

**第9条(販売責任)** 会員はID及びコンテンツを販売するにあたり、消費者庁の定める「不当景品類及び不当表示防止法」及び「特定商取引法」における各条項に則り、その販売に係る全ての責任を負うものとし、会員と消費者の間で生じた問題について、当法人は責任を負わないものとする。

**第10条(著作権・制作権・販売権)** 1. 当法人はコンテンツが販売された際の売上から、以下の各号に定められた権利に対する権利料を、各権利者に対して支払うものとする。

**a. 著作権** コンテンツホルダーは、コンテンツが販売された際に著作権料として売上の20%を得るものとする **b. 販売権** 販売者は、コンテンツを自身が販売した際に売上の20%を販売権利料として得るものとする。 **c. 制作権** 制作者はコンテンツが販売された際に制作権利料として売上の10%を得るものとする。

2. コンテンツホルダーは、コンテンツ制作をキャリアスタッフに依頼する際、当該コンテンツの制作権を必要に応じてキャリアスタッフに対して譲渡できるものとし、譲渡する場合はコンテンツを登録する際に、当法人所定の手続きを行うものとする。 3. コンテンツホルダーから当法人所定の手続きが無い限り、販売権はブランドも取得できるものとする。

**第11条(IDの先行取得)** 1. 会員は、10万ポイントまでを当法人からの売掛として、支払い無しに発行できるものとする。

2. 前項において、10万ポイントを超えるポイントを発行する場合、コンテンツホルダーは当法人に対し、先行して取得したポイントのうち、未精算のものを本規約第10条に定められる権利料を差し引いた金額を精算するものとする。

**第12条(視聴者へのIDの管理等に関する説明義務)** 1. 全ての利用者は、IDが第三者に利用されないように厳重に管理するものとし、利用者がこれに違反した場合、当法人は利用者又は第三者に発生した一切の損害について責任を負わないものとする。 2. 当法人は全ての利用者に対し、Bポイント及びIDを盗難、滅失、毀損、または紛失した場合や、その他いかなる理由であってもBポイント残高の払い戻し、換金、再発行をできず、また、その義務を負わないものとする。 3. 会員はIDの販売時、本条第1項及び第2項の説明を必ず行うものとする。 4. 前項の説明内容に誤りまたは偽りがある場合、本規約第7条第2項の規定を準用する。

**第13条(禁止事項)** 当法人は、会員が以下のいずれかに該当する行為を行った場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとし、これにより利用者又は第三者に発生した損害について、当法人は何ら責任を負わないものとする。 1. Bポイントの残高データ等、本件システムで使用するデータを改ざんする行為 2. 他者が保有するIDを使用して、本件システムを利用する行為 3. Bポイント及びIDを第三者に処分する行為 4. 利用者に発生した権利の全部又は一部を第三者に対して処分または譲渡する行為 5. 偽造又は変造されたBポイント及びIDを本件システムで使用する行為 6. 当法人の定めた方法以外でIDを入手する行為 7. 当法人又は第三者の権利又は法律上の利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為 8. 当法人又は第三者の信用、名誉を毀損する行為 又はそのおそれのある行為 9. 犯罪行為又はそのおそれのある行為 10. 公序良俗に反する行為 又はそのおそれのある行為 11. 社会通念上ふさわしくない、又は著しく品位を損なうコンテンツを登録・販売する行為 12. 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為 13. 当法人を通じて知り合った他の利用者に対する、当法人から許可の無い、当法人に関連しないビジネス、サービス、または商品等の勧誘行為 14. その他、当法人の活動を妨げる行為

**第14条(不正なコンテンツ登録・販売の禁止)** コンテンツホルダーは、本件システムを利用して、前条の各号に示される行為を表すコンテンツの登録・販売を行わないこととする。当法人は、コンテンツに問題があると判断した場合は、その改善をコンテンツホルダーに申し入れることができ、改善の申し入れをした日より即時に改善がなされない場合、当法人は、本規約を直ちに解除することができる。

**第15条(本件システムの一時中断)** 1. 以下の各号に該当する事態が生じた場合、Bポイントシステムに遅滞、変更、一時中断等が生ずることがあるものとする。

①Bポイントシステムの提供に必要な設備の保守点検等を定期的または緊急に行う場合 ②Bポイントシステムの提供に必要な設備に故障等が生じた場合 ③停電、火災、地震、労働争議、行政処分またはその他の不可抗力によりBポイントシステムの提供が困難な場合 ④その他、Bポイントシステムの運用上または技術上の相当な理由がある場合

2. 前項の場合、当法人は、利用者又は第三者に発生した通常損害、特別損害、逸失利益、または慰謝料等の精神的な損害について何ら責任を負わず、また、補償を行わないものとする。

**第16条(損害賠償)** 当法人は、利用者に対し、当法人の責めに帰すべき事由により、直接の結果として利用者が現実には被った通常の損害に限り損害賠償義務を負うものとし、特別損害、間接損害、逸失利益は負わないものとする。

**第17条(反社会的勢力)** 当法人は、利用者を暴力団又はその構成員等の反社会的勢力、若しくは、反社会的勢力と関連があると判断した場合、本規約第13条を準用するものとする。

**第18条(準拠法)** 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

**第19条(合意管轄)** 当法人とのかの紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第20条(退会)** 会員は次に挙げる事由によって退会するものとする。

1. 会員本人の退会の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。 2. 死亡 3. 社員の同意 4. 除名

以上の入会規約に同意し、ここに署名します。

平成 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ (印)